

第二十二号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中都市開発部の表の前に次の一表を加える。
 総務部

事務	名称	額	徴収時期
一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	一両につき 七百五十円	許可申請のとき

別表第二都市開発部の表一の項中「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第五項ただし書」に改め、同項の（一）中「五千六百元」を「六千九百元」に改め、同項の（二）中「九千四百円」を「一万三千元」に改め、同項の（三）中「一万四千元」を「二万五千円」に改め、同項の（四）中「一万九千元」を「二万五千円」に改め、同表

二の項、三の項及び四の項中「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第五項ただし書」に改め、同表九の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同項の一中「一万千円」を「一万五千円」に改め、同項の二中「一万二千円」を「一万七千円」に改め、同項の三中「一万六千円」を「二万五千円」に改め、同項の四中「二万三千円」を「三万千円」に改め、同表十の項から十二の項までの規定中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同表十三の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同項の一中「九千九百円」を「一万二千円」に改め、同項の二中「一万千円」を「一万六千円」に改め、同項の三中「一万五千円」を「二万三千円」に改め、同項の四中「二万千円」を「二万九千円」に改め、同表十四の項から十六の項までの規定中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同表十七の項及び十八の項中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同表十九の項中「第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」を「第十八条第三十八項第一号若しくは第二号」に改める。

別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表及び別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表を次のように改める。

都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）										徴収時期
事務	名称及び額									認定申請のとき
一 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については、都市開発部の表一の項額の欄、二の項額の欄、三の項額の欄又は四の項額の欄に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとと同表一の二の項額の欄に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表五の項又は六の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）									
	(一) 申請に併せて区長が指定する者（以下「適性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		(二) 申請に併せて区長が指定する者（以下「適性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合							
	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）		(2) (1)以外の建築物							
	イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）		ロ 非住宅部分（基準省令第一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）							
	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの							
	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの							
	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの							
	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの							
	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの							
	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの							
(一) 以外 の場合		(1) 一戸建て住宅		誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千六百号）をいう。以下同じ。）による場合					仕様・計算併用法（住宅部分の外壁性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の基準省令第一条第一項第一号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を基準省令第十条第二号ロ(1)に	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					三万百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万七千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの					二万二千二百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方						

		(2) (1)以外の建築物			
		イ 住宅部分		の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第十条第二号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表の一の項及び二の項並びに都市開発部（建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表（以下この表において「都市開発部（建築物省エネ法）」の表」という。）の四の項及び五の項において同じ。）による場合	
標準計算法による場合		誘導仕様基準による場合			
仕様・計算併用法による場合				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル以内のもの	
				三万三千二百円	
				四万二千二百円	
				六万六千九百円	
				十二万円	
				十八万三千円	
				五万九千八百円	
				十万円	
				十七万五千円	
				二十五万六千円	
				三十万四千円	
				八万円	
				十三万五千円	
				二十二万九千円	
				三十二万九千円	
				三十九万円	

[illegible]

[illegible]

都市開発部 （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）	事務	一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第一項た	建築基準法第六條第四項及び同法第十八條第三項に基づく審査の中で行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成二十八年国土交通省告示第二百六十六号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準審査手数料 建築基準法第六條第四項及び同法第十八條第三項に基づく審査の中で行う仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (一) 一戸建て住宅 (二) 当該部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	標準計算法による場合										モデル建物法による場合										ロ 非住宅部分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				標準入力法等による場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの											当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が一万平方メートルのもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの											当該部分の床面積の合計が一万平方メートルのもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				当該部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの											当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				当該部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの											当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				当該部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの											当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				当該部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの											当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				当該部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの											当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				当該部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの											当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの										当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
六十二万七千円										五十三万千円										四十三万円										三十万千円										二十万四千円										十八万六千円										三十万四千円										二十五万三千円										十九万三千円										十一万九千円										九万千百円										七万六千百円										二十七万三千円										二十三万千円										十六万千円										九万四千六百元										五万六千八百円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
徴収時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

第 2 2 号議案

だし書又は第十二条第二項ただし書の規定に基づく審査（同法第十一条に規定する特定建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一号イ又はロに該当する場合に限る。）									
（一） 一戸建て住宅以外の住宅									
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の（一）及び（二）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額									
（一） 一戸建て住宅									
（二） 住宅部分									
当該部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの									
七千八百円									
当該部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの									
九千四百円									
当該部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの									
四千三百円									
当該部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの									
八千二百円									
当該部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの									
一万三千三百円									
当該部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え一千万平方メートル以内のもの									
二万二千三百円									
当該部分の床面積の合計が一千万平方メートルを超え二千万平方メートル以内のもの									
三万三千三百円									
当該部分の床面積の合計が二千万平方メートルを超え五千万平方メートル以内のもの									
五万百円									
当該部分の床面積の合計が五千万平方メートルを超え一億平方メートル以内のもの									
六万八千九百円									
計画提出又は計画通知のとき									
（一） 計画提出又は計画通知 （二） 一戸建て住宅以外の住宅 （三） 住宅部分 （四） 当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一億平方メートル未満のもの （五） 当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一億平方メートル未満のもの （六） 当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一億平方メートル未満のもの （七） 当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一億平方メートル未満のもの （八） 当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一億平方メートル未満のもの （九） 当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一億平方メートル未満のもの （十） 当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一億平方メートル未満のもの									
十一万九千円									

		た場合		(一) 以外の場合	
(2) (1) 以外の建築物		(1) 一戸建て住宅		(一) 以外の場合	
イ 住宅部分		仕様基準又は誘導仕様基準による場合		仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
仕様基準又は誘導仕様基準による場合		標準計算法（基準省令第一条第二号イ(一)及び同号ロ(一)により評価する方法又は基準省令第十条第二号イ(一)及び同号ロ(一)の基準により評価する方法をいう。以下この項、三の項及び六の項において同じ。）による場合		仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第一条第二号ロ(一)若しくは第十条第二号ロ(一)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第一条第一項第二号イ(一)若しくは基準省令第十条第二号イ(一)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、三の項及び六の項において同じ。）による場合	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千五百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万千六百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九万四千三百円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万九千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの	十八万八千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル未満のもの	二万七千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上一万平方メートル以内のもの	二万二千二百円	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万百円
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	四万二百円	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル以内のもの	三万三千二百円	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	四万四千九百円
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三万八千七百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千九百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以内のもの	十八万三千円				

仕様・計算併用法による場合	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千八百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千元
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十五万六千元
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルのもの	三十万四千元
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万千元
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十三万五千元
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十二万九千元
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十二万九千元
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルのもの	三十九万円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万千三百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万九千五百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万千六百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九万四千三百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万九千元
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルのもの	十八万八千元
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万二千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十二万九千元

仕様・計算併用法による場合	標準計算法による場合	ロ 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場）と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合
		ハ ロ以外の非住宅部分の場 合
モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項、三の項及び六の項において同じ。）		

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第二項又は第十二条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の變更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額																		
(一) 変更計画の提出又は變更計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第一項に掲げる基準に適合していることとする書類として区長が定めるものが提出された																		
(2) (1)以外の建築物																		
(1) 一戸建て住宅																		
ロ 非住宅部分	イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの										
標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この項、三の項及び六の項において同じ。）による場合																		
による場合																		
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの																		
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの																		
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの																		
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの																		
八千円																		
八万三千五百円																		
六万六千五百円																		
三万七千円																		
一万六千七百円																		
八千円																		
四千百円																		
八十九万六千円																		
七十五万八千円																		
六十二万五千円																		
四十三万千円																		
三十三万四千円																		
二十六万六千円																		
四十三万四千円																		
三十六万千円																		
二十七万六千円																		
十七万千円																		
変更計画提出又は變更計画通知のとき																		

[illegible]

ハ ロ以外 の非住宅 部分の場 合	モデル建物法による場合	ロ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合										標準計算法による場合				
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートル未満のもの
二十五万三千円	十九万三千円	十二万九千円	九万千円	七万六千円	十三万二千元	十万四千元	六万六千円	二万二千二百円	一万三千八百円	八千円	二十七万三千円	二十三万千円	十六万千円	九万四千六百円	五万六千八百円	二十一万三千円
																十七万九千円

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査											
(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合											
(2) (1)以外の建築物											
(1) 一戸建て住宅											
イ 住宅部分										標準入力法等による場合	
ロ 非住宅部分											
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの	三十万四千元
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十八万六千元
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上十平方メートル未満のもの	二十三万四千元
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十万千元
当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五平方メートル未満のもの	四十三万円
当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	五十三万千元
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの										当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの	六十二万七千元
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五千八百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五平方メートル未満のもの	一万三千三百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの	二万三千八百円
当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万二千八百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの	九万四千七百円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの										当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの	十一万九千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万三千三百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五平方メートル未満のもの	一万九千五百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの	三万六千六百円
認定申請のとき											

[illegible]

第 22 号議案

五 建築物 のエネルギー消費	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律第三十一条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について都市開発部の表一の項額の欄、二の項額の	ロ 非住宅 部分	モデル建物法による場合	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万千円	変更認定申 請のとき
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メー	十三万五千円	
					当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メー	二十二万九千円	
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メー	三十二万九千円	
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートルのもの	三十九万円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万二千円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メー	十二万九千円	
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上二万平方メー	十七万千円	
					当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上五万平方メー	二十七万六千円	
					当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上一万平方メー	三十六万千円	
					当該部分の床面積の合計が一万平方メートルのもの	四十三万四千円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万六千円	
					当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メー	三十三万四千円	
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メー	四十三万千円	
					当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メー	六十一万五千円	
当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一万平方メー	七十五万八千円						
当該部分の床面積の合計が一平方メートルのもの	八十九万六千円						

性能の向上等に關する法律第三十一條の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査												
欄、三の項額の欄又は四の項額の欄に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表一の二の項額の欄に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表五の項又は六の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額												
(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律第三十條第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合												
(2) (1)以外の建築物												
(1) 一戸建て住宅												
イ 住宅部分												
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの												
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの												
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの												
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの												
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上のもの												
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの												
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル以内のもの												
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの												
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル以内のもの												
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの												
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル以内のもの												
標準計算法による場合												
二万八千三百円												

第 2 2 号議案

														(2) の建築物
														(1)以外
														イ 住宅部
														誘導仕様基準による場合
														仕様・計算併用法による場合
														標準計算法による場合
														ロ 非住宅部分
														モデル建物法による場合
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一万平方メートル以内のもの	三万五千五百円													
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円													
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円													
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千万平方メートル以内のもの	八万四千八百円													
当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一千万平方メートル以内のもの	十二万七千円													
当該部分の床面積の合計が三千万平方メートル未満のもの	四万二千元													
当該部分の床面積の合計が三千万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの	七万五千元													
当該部分の床面積の合計が二千万平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの	十二万二千元													
当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの	十七万九千元													
当該部分の床面積の合計が一千万平方メートル以上のもの	二十一万三千元													
当該部分の床面積の合計が三千万平方メートル未満のもの	五万六千八百円													
当該部分の床面積の合計が三千万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの	九万四千六百円													
当該部分の床面積の合計が二千万平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの	十六万千円													
当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの	二十三万千円													
当該部分の床面積の合計が一千万平方メートル以上のもの	二十七万三千元													
当該部分の床面積の合計が三千万平方メートル未満のもの	七万六千六百円													
当該部分の床面積の合計が三千万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの	九万千円													
当該部分の床面積の合計が一千万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの	十二万九千円													

六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第十三条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとの証明																			
(一) 軽微な変更に関する法律施行規則第十三条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であるに該当していることとを証明する書類として区長が定めるものが提出された場合																			
(2) (1)以外の建築物																			
(1) 一戸建て住宅																			
イ 住宅部分										標準入力法等による場合									
ロ 非住宅部分																			
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が二千万平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が一千万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上二千万平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上									

[illegible]

		ロ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合																	
ハ ロ以外の非住宅部分の場合		モデル建物法による場合																	
	標準入力法等による場合																		
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一千万平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千万平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千万平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一千万平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千万平方メートル以上一千万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千万平方メートル以上五千万平方メートル未満のもの	十六万千円		
		三十万四千円	二十五万三千円	十九万三千円	十一万九千円	九万千百円	七万六千百円	十三万二千円	十万四千円	六万六千百円	二万二千二百円	一万三千八百円	八千円	二十七万三千円	二十万三千円	二十万三千円	三十万千円		

[illegible]

省令第一号第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において

以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、二の項（一）に掲げる区分に応じて算出した額とする。

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保設計図の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保設計図の変更が軽微な変更に該当していることの証明に係る手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。

六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条第一項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

七 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

八 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

九 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の四の項に掲げる区分に応じて算出した額とする。

十 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

十一 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

十二 氣候風土適応住宅（基準省令第 一 條第一項第二号イただし書に規定される地域の氣候及び風土に応じた住宅をいう。）の建築基準法第六條第四項及び同法第十八條第三項に基づく審査の中で行う仕様基準審査手数料の額は、この表の一の項の場合とみなして算出した額とする。

十三 氣候風土適応住宅の適合性判定手数料、氣候風土適応住宅の変更に係る適合性判定手数料又は氣候風土適応住宅の変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の二の項(一)の(1)若しくは(二)のイ、三の項(一)若しくは(二)のイ又は六の項(一)若しくは(二)に掲げる仕様・計算併用法による場合とみなして算出した額とする。

十四 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の二の項(二)の(2)の口、又は六の項(二)の(2)の口に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

別表第二生活振興部の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の

項とする。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査事務の担当部署を変更するとともに、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の改正に伴い、手数料の規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。